

旅券の手続

1. 旅券関係の申請手続

申請の種類	手数料 (2017年 4月1日以降)	交付日 ※注1	代理可否 ※注2		必要書類	備考
			申請	受領		
一般旅券発給 (新規、切替) ※注3, 4, 5	10年用 \$1,140 5年用 12歳以上 \$790 12歳未満 \$430	3日後	○	×	旅券発給申請書 (記入例) 1通 写真(4.5×3.5cm、6か月以内撮影※注6) 1枚 戸籍謄(抄)本原本(6か月以内のもの) 1通 現有旅券	→ 20歳未満は5年用旅券のみの申請です。 → 駅などにある無人のスピード写真機で撮影した写真は画質によってお受けできないことがあります。 → 切替申請で、旅券の記載事項に変更がなければ省略可。 → 有効期間切れは新規発給扱いとなるため、戸籍(抄)謄本が必要となります。
記載事項変更 旅券 ※注4, 5	\$430	3日後	○	×	記載事項変更旅券申請書 (記入例) 1通 写真(4.5×3.5cm、6か月以内撮影※注6) 1枚 戸籍謄(抄)本原本(6か月以内のもの) 1通 現有旅券	→ 姓名(※注7)または本籍地に変更があったときに、変更内容を反映した旅券を発給します。有効期間満了日は現有旅券と同一となります。
帰国のための 渡航書発給 (新生児)	\$180	事情による	○	×	渡航書発給申請書 (記入例) 1通 帰国の航空券 1通 写真(4.5×3.5cm、6か月以内撮影※注6) 1枚	→ 日本へ帰国する際にパスポート取得が間に合わない場合は、「帰国のための渡航書」の取得が可能です。 → 出生届が当館へ提出されていることが前提です。
査証欄の増補	\$180	約2時間後 (14:30以降の申請 の場合は 翌営業日)	○	○	増補申請書(様式) (記入例) 1通 現有旅券	→ 査証欄の増補は、1回限り可能です。

- ◆ 申請書の表面の「所持人自署」欄、裏面の「申請者署名」欄は、申請者が乳幼児等(※)署名する能力のない者又は身体障害者等署名することが困難な者等を除き、必ず本人が署名する必要があります。(※)乳幼児とは小学校就学に達するまでの児童を指します。
- ◆ 交付時は、必ず本人の来館が必要です(代理人等による受領はできませんのでご注意ください)。
- ◆ 申請を受理した際に受理証をお渡し致しますので、交付時に必ずご持参下さい。
- ◆ 手数料の支払いは交付の際にお願いします。支払いはすべて香港ドルの現金となります。

※注1: 交付日は申請翌日から換算した平日のみの日数です。なお、邦人が巻き込まれた大事件が発生した場合等には、お約束の期間を守れないこともありますので、ご了承下さい。

※注2: 代理提出とは代理人が申請人に代わって書類を提出することで、申請書類は必ず申請者本人が作成して下さい。申請書類に不備(裏面下欄の提出申請書を含む。)がある場合は、申請を受理しないことがあります。また、香港以外(中国本土等)にお住まいの方は、代理提出はできません。

※注3: 旅券の有効残存期間が1年未満となった場合、査証欄余白がなくなった場合、旅券を著しく損傷した場合は、有効期間内であっても発給申請できます。また、非IC旅券をお持ちの方は、有効残存期間等に関係なく申請が可能です。

※注4: 申請時に現有旅券は返納しなければなりません。業務で必要な時は現有旅券を返納せず(返納留保)、新規旅券申請を行うことができます。必要な書類は通常の申請書類に加え、**一般旅券返納留保願書**(窓口にもあります)を記入し提出して頂く必要があります。返納留保措置は本人出頭の上、申請する必要がありますので、代理人による申請では受け付けられません。
なお、返納留保措置が受けられるのは当館に在留届を提出されている方に限られます。ただし、中国本土に在住の方が当館で旅券を切替申請される場合にも、就労ビザ等中国本土に在在のための長期滞在ビザを有していることを旅券上で確認できる場合に限って、返納留保願書を受け付けます。

※注5: 旧旅券に有効な香港ビザがあるときは、新旧パスポート2冊を所持するか又は入境事務処に新旧旅券を提出し転記を受けて下さい。

※注6: 写真の規格は、顔の位置、サイズ等厳密に定められていますので、詳細は[こちらを参照ください](#)。日本旅券用の写真を扱う写真店は MTR セントラル駅 A2 出口を出たワールド・ワイド・ハウスピルの1stフロアに数軒あります。

※注7: 外国人との婚姻等により氏名表記変更(非ヘボン式、別名併記)を希望される方は、あらかじめご相談下さい。

また、名前に「オウ」「オオ」の長音がある場合には、長音表記「OH」が可能です(但しその後の変更は原則不可)。

2. 旅券を紛失、盗難、焼失した場合(マカオにおける紛失等の場合は、併せて[こちら](#)も御参照下さい)

一般旅券発給	10年用 \$1,140 5年用 12歳以上 \$790 12歳未満 \$430	3日後	×	×	旅券発給申請書 (記入例) 1通 紛失一般旅券等届出書 (記入例) 1通 警察発行の紛失・盗難証明書(Loss Memo) 1通 戸籍謄(抄)本原本(6か月以内のもの) 1通 写真(4.5×3.5cm、6か月以内撮影、 2枚とも同じもの※注6) 2枚	→ 新規発給扱いとなるため、戸籍(抄)謄本が必要となります。 → 駅などにある無人のスピード写真機で撮影した写真は画質によってお受けできないことがあります。
帰国のための 渡航書発給 ※注8	\$180	事情による	×	×	紛失一般旅券等届出書 (記入例) 1通 渡航書発給申請書 (記入例) 1通 警察発行の紛失・盗難証明書(Loss Memo) 1通 写真(4.5×3.5cm、6か月以内撮影、 2枚とも同じもの※注6) 2枚 身元確認の書類 帰国の航空券	→ 運転免許証など公的機関が発行した写真の ついているもの。

※注8: 旅券を紛失したり盗難にあった場合などで、緊急に日本に帰国する必要があり、かつ旅券の新規発給を待つ時間がないときに限り、旅券に代わる書類として「帰国のための渡航書」を発給しております。この渡航書は1回限り有効で、他の国(日本以外の国)へ旅行することはできません。また、渡航書発給の前には「紛失一般旅券等届出書」(当館備付)を提出し、紛失旅券を失効させる必要がありますので、渡航書発給申請後に、紛失旅券が見つかった場合もその旅券を使用することはできません。渡航書で帰国後、他国へ旅行する際は日本国内において新旅券の申請が必要です。